

新型コロナウイルス感染症緊急対策 (第1弾)

令和2年4月
広島市

基本的な考え方

➤ 市民生活や経済活動を守り抜き、新型コロナウイルスとの戦いに打ち勝つ

感染症対策

感染拡大防止策 (緊急的な経済対策を含む)

国

全国的に必要な医療提供体制の確保、個人・事業者に対する直接的な支援の実施など「公助」による下支え

基本方針、物資の確保、
治療薬等の開発等

基本方針、雇用調整助成金、特別定額給付金、
持続化給付金、実質無利子無担保の融資制度等

広島県

全県的に必要な医療提供体制の確保、個人・事業者に対する直接的な支援の実施など「公助」による下支え

医療提供体制の確保等
(病床確保、帰国者・接触者外来
の設置、宿泊施設の借上げなど)

感染拡大防止協力支援金等
(休業要請に協力する中小企業への支援など)

広島市

国や県の「公助」による下支えの補完・補強
地域での支え合い、事業者同士が連携した取組への支援(「共助」への支援)

県と連携した相談、検体検査、
医療提供体制の確保等

感染拡大防止等に取り組む事業者への支援等
(影響事業者を共助の精神に立って支援する者
への補助など)

広島広域都市圏全体へも波及

緊急支援フェーズ

第1弾の概要

新型コロナウイルス感染症緊急対策(第1弾)を、次のとおり実施します。

➤ 個人、事業者に対する直接的な支援(「公助」による下支え)

【感染症対策】

- 県や県内他市と協力して実施する取組
 - ・新型コロナウイルス感染症に関するコールセンターの拡充(県、福山市及び呉市との共同実施)

【感染拡大防止策(緊急的な経済対策を含む)】

- 国の施策に基づく取組
 - ・特別定額給付金の支給
 - ・保育園、児童養護施設等における感染拡大防止対策 など
- 県と協力して実施する取組
 - ・感染拡大防止協力支援金の支給
- 本市独自の取組
 - ・中小企業特別融資のためのセーフティネット保証認定窓口の増設

➤ 地域での支え合い、事業者同士が連携した取組への支援(「共助」への支援)

➤ 広島広域都市圏全体に波及する取組への支援

【感染症対策】

- 本市独自の取組
 - ・市民や事業者等の協力による医療資材の確保

【感染拡大防止策(緊急的な経済対策を含む)】

- 本市独自の取組
 - ・感染拡大防止等に取り組む事業者への支援

※これまでの取組も含め、支援策の全体については、臨時会の議決を踏まえ、本市ホームページ上で公表予定

感染症対策

区 分	内 容	
相談	拡充	【コールセンターの拡充】（県市共同の施策） 夜間・休日相談のため、広島県、広島市、福山市及び呉市が共同で設置している新型コロナウイルス感染症に関するコールセンターについて、5月から平日昼間にも拡充
物資の確保	新規	【医療資材等の提供依頼】（市独自の施策） 個人や事業者へマスクや消毒薬、防護服等の医療資材、又はカップ等代替品の提供を依頼
	拡充	【医療資材の購入】（市独自の施策） 保健センター等のマスク、消毒液、防護服等の医療資材を購入
検査、医療	拡充	【検査体制、医療提供体制の確保】（市独自の施策） PCR検査の実施体制や医療提供体制を引き続き確保するため、衛生研究所で用いる検査試薬等を十分に確保するとともに、感染症患者搬送車を購入して搬送頻度を向上

感染拡大防止策（緊急的な経済対策を含む） ①

区 分	内 容	
給付金	新規	【特別定額給付金】（国の施策） 市民一人当たり10万円を支給
	新規	【子育て世帯への臨時特別給付金】（国の施策） 対象児童一人当たり1万円を支給
	新規	【感染拡大防止協力支援金】（県市共同の施策） 県による緊急事態措置の期間中（4月22日～5月6日）、休業や営業時間の短縮を実施した中小企業者に対し、区分に応じて10万円～50万円を支給
	拡充	【傷病手当金】（国の施策） 新型コロナウイルス感染症に感染するなどにより労務に服することができなかった国民健康保険、後期高齢者医療制度の被保険者に手当金を支給
	拡充	【住居確保給付金】（国の施策） 休業等に伴う収入減少により、離職等と同程度の状況に至り、住居を失うおそれが生じている者に対し、世帯の人数に応じて月額3万8千円～5万9千円を上限に、最長9か月間、家賃相当額を支給

補

補

補

※ 補 は補正予算により対応するもの

感染拡大防止策（緊急的な経済対策を含む）②

区 分	内 容	
補助金	新規	【保育園、児童養護施設等における感染拡大防止対策】（国の施策） 保育園や児童養護施設等に対して感染拡大の防止に要する経費について、マスク、消毒液等の購入経費は50万円を、児童養護施設等における個室化のための改修経費は800万円を限度に補助
	新規	【感染拡大防止等に取り組む事業者への支援】（市独自の施策） 営業活動に影響を受けながらも感染拡大防止や苦境打破に取り組む事業者を共助の精神に立って支援する者に対し、広報活動や割引チケットなどに要する経費について、支援する営業箇所数に応じて50万円～1,000万円を限度に補助
融資	拡充	【中小企業特別融資】（市独自の施策） 中小企業支援センターで受付・審査している中小企業特別融資のためのセーフティネット保証の認定窓口を本庁舎内にも開設（5月上旬予定）
税金	拡充	（国の施策） 新型コロナウイルス感染症の影響により納付が困難な者に対し、市税の徴収を1年間猶予し、延滞金を免除。また、中小事業者等の償却資産・事業用家屋について、令和3年度分の固定資産税・都市計画税を軽減
保険料	拡充	（国の施策） 新型コロナウイルス感染症の影響により一定程度収入が下がった被保険者等に対し、国民健康保険、介護保険等の保険料を、最大令和2年2月分まで遡って減免。

補

補

※ 補 は補正予算により対応するもの

(参考) これまでに実施している主な施策

【感染症対策】

- ・ 保健所、保健センター、コールセンターでの新型コロナウイルス感染症に関する相談体制の整備
- ・ 検査機器の増設、職員の増員等PCR検査の実施体制の拡充
- ・ 県等と連携した患者の増加に対応できる医療提供体制の整備
- ・ 医療用マスク、ゴーグル等の確保 など

【感染拡大防止策(緊急的な経済的対策を含む)】

- ・ 市所管施設の臨時休館
- ・ 市立学校の臨時休業等
- ・ 保育園への登園自粛のお願い
- ・ 市主催のイベント等の開催中止・延期
- ・ 収入の減少等があった市民に対する緊急小口資金及び総合支援資金の特例貸付
- ・ 中小企業特別融資等による融資
- ・ 相談窓口、アドバイザー派遣による経営相談
- ・ 水道料金及び下水道使用料の支払猶予等 など

連絡先一覧

新たに実施、または拡充する取組

感染症対策

区分	内容	担当課	連絡先
相談	コールセンターの拡充	健康推進課	082-504-2735
物資の確保	医療資材等の提供依頼	医療政策課	082-504-2649
	医療資材の購入	健康推進課	082-504-2735
検査、医療	検査体制、医療提供体制の確保	衛生研究所 健康推進課	082-277-6575 082-504-2735

感染拡大防止策(緊急的な経済対策を含む)

区分	内容	担当課	連絡先	
給付金	特別定額給付金給付事業	総務課	082-504-2032	
	子育て世帯への臨時特別給付事業	こども・家庭支援課	082-504-2160	
	感染拡大防止協力支援金	経済企画課	082-504-2233	
	傷病手当金	保険年金課	082-504-2155	
	住居確保給付金	地域福祉課	082-504-2798	
補助金	保育園、児童養護施設等における感染拡大防止対策	公立保育園に関すること	保育企画課	082-504-2150
		私立保育園、認可外保育施設に関すること	保育指導課	082-504-2260
		児童養護等に関すること	こども・家庭支援課	082-504-2160
	感染拡大防止等に取り組む事業者への支援	経済企画課	082-504-2233	
融資	中小企業特別融資	産業立地推進課	082-504-2239	
税金	市税の猶予、軽減等	税制課	082-504-2086	
保険料	国民健康保険料、介護保険料等の減免	国民健康保険料に関すること	保険年金課	082-504-2155
		介護保険料に関すること	介護保険課	082-504-2172

連絡先一覧

これまでに実施している主な施策

感染症対策

内容	担当課	連絡先
保健所、保健センター、コールセンターでの新型コロナウイルス感染症に関する相談体制の充実	健康推進課	082-504-2735
検査機器の増設、職員の増員等PCR検査の実施体制の拡充	衛生研究所 健康推進課	082-277-6575 082-504-2735
県等と連携した患者の増加に対応できる医療提供体制の整備	医療政策課	082-504-2649
医療用マスク、ゴーグル等の確保	健康推進課	082-504-2735

感染拡大防止策(緊急的な経済的対策を含む)

内容	担当課	連絡先	
市所管施設の臨時休館	危機管理課	082-504-2653	
市立学校の臨時休業等	幼稚園、小学校に関すること	指導第一課	082-504-2485
	中学校、高等学校、中等教育学校に関すること	指導第二課	082-504-2703
	特別支援学校に関すること	特別支援教育課	082-504-2488
保育園への登園自粛のお願い	公立保育園に関すること	保育企画課	082-504-2150
	私立保育園に関すること	保育指導課	082-504-2260
市主催のイベント等の開催中止・延期	医療政策課	082-504-2667	
緊急小口資金及び総合支援資金	地域福祉課	082-504-2798	
中小企業特別融資等による融資	産業立地推進課	082-504-2239	
相談窓口、アドバイザー派遣による経営相談	商業振興課	082-504-2236	
水道料金及び下水道使用料の支払猶予等	水道料金に関すること	営業課	082-511-6831
	下水道使用料に関すること	管理課	082-241-8259